

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No.17
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

コロナ臨時特例

4月診療分から「感染症対策実施加算」が新設 「乳幼児感染予防策加算」は期間延長

「乳幼児感染予防策加算」及び「二類感染症患者入院診療加算（診療報酬上臨時的取扱）」は、それぞれ算定期間が延長されました。また、特に必要な感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合、令和3年4月診療分から「感染症対策実施加算」を算定できるようになりましたので、お知らせ致します。

＜初・再診等への加算点数（医科・歯科）＞

		2021年		2022年	
		1/1～3/31	4/1～9/30	10/1～3/31	4/1～
乳幼児感染予防策加算 (適用：2020/12/15～)	医科	100点		50点	未定
	歯科	55点		28点	
医科外来等感染症対策実施加算（※1）			5点	延長しないことを原則 としつつ、柔軟に対応	
歯科外来等感染症対策実施加算（※2）			5点		
入院感染症対策実施加算（※3）			10点		

◎乳幼児感染予防策加算と医科（歯科）外来等感染症対策実施加算は併算定可能です。

（※1）初診料、再診料、小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、訪問診療料等への加算

（※2）初診料、再診料、訪問診療料、訪衛指等への加算

（※1・※2は電話等による診療の場合は算定不可）

（※3）入院基本料、特定入院料、短期滞在手術等基本料への加算



（1）乳幼児感染予防策加算、二類感染症患者入院診療加算（臨時的取扱）（令和2年12月15日～）

【算定期間】① 乳幼児感染予防策加算（医科100点、歯科55点）→ 令和3年9月診療分まで

※ 令和3年10月診療分以降は、医科50点、歯科28点で加算継続となる予定。

② 二類感染症患者入院診療加算（臨時的取扱：750点）→ 当面の間（算定終了日は不明）

（2）感染症対策実施加算（令和3年4月1日～9月末）

1. 算定要件

① 特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、下記の点数を算定する場合、「医科（歯科）外来等感染症対策実施加算（5点）」又は「入院感染症対策実施加算（10点）」を下記の点数に加算できる。

【医科】★印の点数を「初診料、再診料、外来診療料」と併算定する場合は、★印の点数に対しては加算不可。

初診料、再診料（電話等による再診を除く）、外来診療料、小児科外来診療料、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、★救急救命管理料、★退院後訪問指導料、在宅患者訪問診療料（Ⅰ）（Ⅱ）、★在宅患者訪問看護・指導料、★同一建物居住者訪問看護・指導料、★在宅患者訪問点滴注射管理指導料、★在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料、★在宅患者訪問薬剤管理指導料、★在宅患者訪問栄養食事指導料、在宅患者緊急時等カンファレンス料、★精神科訪問看護・指導料

【歯科】★印の点数を「歯科訪問診療料」と併算定した場合は、★印の点数に対しては加算不可。

初診料、再診料（電話等による再診を除く）、歯科訪問診療料、★訪問歯科衛生指導料、★在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等カンファレンス料

【入院（医科・歯科共通）】※入院期間中は1日につき1回、加算可。なお、外泊期間中は加算不可。

(1) 全ての入院基本料、(2) 全ての特定入院料、(3) 短期滞在手術等基本料、(4) D P Cで算定する場合

② 特に必要な感染予防策として、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行う。

＜感染防止等に留意した対応の例＞

- ・状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者及び利用者への診療等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行う。
- ・病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行う。

③ 患者及び利用者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明する。

④ 新型コロナ臨時的取扱いにおける「電話や情報通信機器を用いた診療」の場合は加算できない。

⑤ 上記（1）の乳幼児感染予防策加算、二類感染症患者入院診療加算（臨時的取扱い）と併算定できる。

2. 算定期間

令和3年4月診療分から令和3年9月診療分まで

(3) 新型コロナ歯科治療加算

4月診療分から新型コロナウイルス感染症患者（陽性で宿泊療養を行っている患者など）に対し、「延期が困難」なために歯科治療を実施した場合には、歯科外来等感染症対策実施加算のほか、「新型コロナ歯科治療加算」として298点（※4）を算定できるようになります。なお、電話や情報通信機器を用いた診療を実施した場合は、新型コロナ歯科治療加算は算定できません。

（※4）A000「初診料」の注6「歯科診療特別対応加算」

同じく注9「歯科外来診療環境体制加算1」

同じく注11「歯科診療特別対応地域支援加算」に相当する点数を合算したもの



(4) Q & A

(Q) 医科（歯科）外来等感染症対策実施加算について、外来診療において特に必要な感染予防策を講じて診療等を行う保険医療機関等において、「新型コロナウイルスの感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）及び「歯科診療における新型コロナウイルスの感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月24日厚生労働省医政局歯科保健課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に基づき、電話や情報通信機器を用いた診療又は服薬指導を実施した場合、医科外来等感染症対策実施加算、歯科外来等感染症対策実施加算及び調剤感染症対策実施加算を算定することができるか。

(A) 算定できない



(Q) 入院感染症対策実施加算について、入院患者の外泊期間中はどのような取扱いとなるか。

(A) 外泊期間中は、入院感染症対策実施加算は算定できない。

(出典)

・厚労省ホームページ「自治体・医療機関向けの情報一覧（新型コロナウイルス感染症）」

令和3年2月26日厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その35）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html